

Tialink 契約約款

この Tialink 契約約款(以下「本約款」といいます)は、スターティア株式会社(以下「当社」といいます)が『Tialink』の名称で提供するインターネット接続サービスのうち、動的 IP サービス(以下「本サービス」といいます)に適用されます。Tialink 固定 IP プランの契約については、当社が別途定める Tialink 固定 IP プラン契約約款が適用されます。

第 1 章 総則

第 1 条 (本サービスの提供等)

1. 当社は、本約款に基づき本サービスを次項第 1 号に定める契約者に提供します。
2. 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
 - (1) 契約者
本約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
 - (2) 利用契約
本約款に基づき当社と契約者との間に締結される、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約
 - (3) 契約者設備
本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
 - (4) 本サービス用設備等
当社が本サービスを提供するにあたり、当社の提携先の電気通信事業者の設置する電気通信設備その他の機器、ソフトウェア及び、当社が提携先の電気通信事業者等より借り受ける電気通信回線
 - (5) 課金開始日
契約者が、本サービスを初めて利用した日の属する月の翌月 1 日
ただし、契約者が、本サービスのアカウント ID 及びパスワードの発行日の属する月から 2 カ月後の末日までに本サービスを一度も利用しない場合は、当該期日の翌月 1 日
 - (6) アカウント ID
パスワードと組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号
 - (7) パスワード
アカウント ID と組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号
 - (8) ADSL 回線
ADSL(エーディーエスエル、Asymmetric Digital Subscriber Line：非対称デジタル加入者線)は、ツイストペアケーブル通信線路(一般のアナログ電話回線)を使用する、上り(アップリンク)と下り(ダウンリンク)の速度が非対称 (Asymmetric)な、高速デジタル有

線通信回線

(9) 光回線

光ファイバーによる伝送方式を用いた回線

(10) 契約者回線

契約者が本サービスを受けるために別途契約する電気通信回線（光回線又は ADSL 回線）

3. 当社が契約者に対して発する第 2 条に規定する通知は、本約款の一部を構成します。
4. 当社が、本約款の他に本サービスに基づき別途定めるプラン及びコースの利用契約等で規定する本サービスの利用上の注意事項又は利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本約款の一部を構成します。

第 2 条 (通知)

1. 当社から契約者への通知は、書面、電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載など、当社が適当と判断する方法で行います。
2. 契約者は、以下の各号のいずれかの契約者の情報に変更が生じたときは、遅滞なく、当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を提出します。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所
 - (3) 電子メールアドレス
 - (4) 電話番号
3. 当社が、契約者の情報の住所又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
4. 契約者が第 2 項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができません。

第 3 条 (本約款の変更)

1. 当社は、1 か月前までに当社のホームページ上で告知することにより本約款を変更することができます。ただし、本規約の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は契約者の一般の利益に適合するような内容である場合、当社は直ちに本規約を変更することができます。
2. 契約者が本規約の変更同意できないときは改訂日までに当社に申し出るにより利用契約を将来に向かって、解除することができます。
3. 契約者が改訂日までに本規約の変更同意しない旨の申出をしない場合は、変更同意したものとみなします。

第 2 章 利用契約の締結等

第4条 (利用契約の単位)

利用契約は、アカウント ID ごとに締結されます。

第5条 (利用の申し込み)

1. 本サービス利用の申し込みをする方(以下「申込者」といいます)は、本約款に同意のうえ、当社所定の方法により行います。
2. 申込者が、光回線もしくは ADSL 回線に加入していること、又は、利用契約の申込と同時に、これらのうちいずれか一つ以上に加えることが利用契約の申し込みの前提条件となります。

第6条 (承諾)

1. 当社が申込者に対して本サービスの利用に必要なアカウント ID 及びパスワードを送付又は発信したことをもって承諾の意思表示とみなし、利用契約が成立します。
2. 当社は、契約審査の結果、申込者による利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。
3. 契約者は、契約者回線が利用できなくなったときは、本サービスが利用できなくなることについて、予め承諾します。
4. 当社は、契約成立後の契約書面を電子メール等の電磁的な方法で交付します。

第7条 (契約者の登録情報等の変更)

1. 契約者は、その住所、電話番号、又は本サービスの利用料金の決済に用いる預金口座等の支払手段の変更、その他当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。
2. 住所変更先のインターネットにかかる電気通信回線の状況により、既契約プランが利用できなくなる場合には、契約者は当社と協議し他のプランを選択するものとします。
3. 契約者が本条第1項の届出をしなかったことで通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負いません。

第8条 (利用契約の変更)

契約者が利用する本サービスの種類を変更しようとするときは、当社所定の手続を行うものとします。

第9条 (契約者からの解約、最低利用期間及び解約違約金)

1. 契約者が、利用契約を解約するときは、当社所定の解約届を当社に提出します。
2. 利用契約の課金開始日から23ヶ月を経過する日までを、本サービスの最低利用期間とします。契約者が最低利用期間中に本条により利用契約を解約する場合、又は、最低利用期間中に利用契約に違反するなどして当社より契約を解除された場合は、お客様 ID 毎に以下の解約違約金を次項に規定される方法で当社に支払うものとします。

(1) 利用契約が電気通信事業法に定める法人契約に該当する場合

解約違約金 = 本サービスの残利用期間(23ヶ月 - 利用月数)×780円(税抜)

(2) 利用契約が電気通信事業法に定める法人契約に該当しない場合

解約違約金＝780 円(税抜)

3. 当社は、解約日の翌々月末日までに、契約者に対して解約違約金の請求書を発行します。契約者は、請求書の発行日の翌月 5 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に預金口座からの自動引き落としにより、解約違約金を当社に支払うものとします。
4. 本サービスの利用契約の解約日は、当社が契約者より解約届を受領した日の属する月の翌月末日とします。

第 10 条 (初期契約解除制度)

1. 本サービスは、電気通信事業法第 26 条の 3 に定める初期契約解除制度の対象役務です。ただし、**利用契約が電気通信事業法に定める法人契約のときは**、初期契約解除制度の適用対象外となります。
2. 本サービスの初期契約解除制度の適用対象となる契約者(以下「対象契約者」といいます)は、契約書面の受領日から起算して 8 日以内に、書面により申し出ることにより、利用契約を解除することができます。

初期契約解除書面の例

: https://www.startia.co.jp/documents/agreement/kaijo_dynamic.pdf

3. 万が一、対象契約者が当社から初期契約解除制度に関して不実のことを告げられ、その内容が事実であると誤認したときは、前項の期間内に初期契約解除を行わなかった場合であっても、当社から改めて初期契約解除できる旨記載された契約書面を受領した日から起算して 8 日以内であれば、前項の手続きを行うことにより、利用契約を解除することができます。
4. 本条に基づく利用契約の解除は、対象契約者が書面で解除通知を当社に発送したときに効力を生じます。
5. 対象契約者が初期解除制度を利用して利用契約を解除した場合は、次の各号を当社に支払うものとします。この場合、対象契約者は、前条に規定される解約違約金を当社に支払う必要はありません。対象契約者が既に当社に解約違約金を支払い済みの場合は、当社から当該解約違約金の返金を受けることができます。
 - (1) 課金開始日から利用契約の終了日までの日割料金
 - (2) 工事費
 - (3) 事務手数料

第 11 条 (当社からの解約)

当社は、契約者に対して 3 か月以上前に書面にて通知することにより、利用契約を解約することができます。

第 12 条 (権利の譲渡制限)

本約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、

売買、質権の設定その他の担保に供する等の目的とすることはできません。

第 13 条 (設備の設置・維持管理)

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、本約款にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態にします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の責任で、契約者回線を手配して、契約者設備を本サービスに接続するものとします。

第 3 章 サービス

第 14 条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を廃止することができます。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の 3 か月前までに通知します。ただし、やむを得ない事情が発生した場合は、当社は直ちに本サービスを廃止できます。

第 4 章 利用料金

第 15 条 (本サービスの利用にかかる料金、算定方法等)

契約者の本サービスの利用にかかる料金(以下、「利用料金」といいます)は、当社が別紙に定めるとおりです。

第 16 条 (利用料金の支払義務)

1. 契約者は、課金開始日から起算して利用契約の終了日までの期間について、別紙に定める利用料金及び消費税相当額を当社に支払うものとします。
2. 前項の期間において第 26 条(サービスの提供の中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金及び消費税相当額を当社に支払うものとします。
3. 第 26 条(利用の制限)の規定に基づく利用の制限があったときであっても、契約者は、その期間中の利用料金及び消費税相当額を当社に支払うものとします。
4. 本サービスの利用料金の日割計算は行いません。課金開始日の属する月から利用料金が発生します。
5. 本サービスにおいて、NTT による契約者回線の工事日の遅れ等、当社の責めに帰さない事由により契約者がインターネット接続サービスを利用できない場合であっても、利用料金が減額等になることはありません。
6. 本約款に記載されている価格は、すべて税抜です。

第 17 条 (初期費用及び工事費の扱い)

当社が NTT 等の電気通信事業者に契約者回線の契約の取次を行う場合、契約者は、契約者回線にかかる契約は契約者と当該電気通信事業者 との間で直接締結されるため、当社が契約者回線の契約の当事者になることはありません。

第 18 条 (利用料金の支払方法)

1. 契約者は、本サービスの利用料金及び消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。
 - (1) 預金口座振替
 - (2) 銀行振込
 - (3) その他当社が定める方法
2. 利用料金の支払が本条第 1 項第 1 号に定める預金口座振替の場合、利用料金は本サービスを利用した月の翌々々月 5 日(当日が金融機関の休業日のときは翌営業日)に契約者指定の金融機関の口座から引き落とされます。
3. 利用料金の支払が本条第 1 項第 2 号に定める銀行振込の場合、契約者は利用料金を本サービスの利用月の翌々々月末日(当日が金融機関の休業日のときは翌営業日)までに当社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。振込手数料は、契約者の負担とします。
4. 当社は、契約者が当社の関連会社(以下「関連会社」といいます。)の媒介により本サービスを申し込んだ場合、本サービスの利用料金の請求業務及び受領業務を、当該関連会社に委託することができます。
5. 前項の場合、契約者は、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、本サービスの申込書に記載のとおり、本サービスの利用料金を関連会社に支払います。契約者から関連会社に対する支払いと同時に、契約者の当社に対する本サービスの利用料金の決済は完了します。

第 5 章 契約者の義務等

第 19 条 (ユーザ ID 及びパスワード)

1. 契約者は、アカウント ID 及びパスワードを適正に管理するものとし、アカウント ID 及びパスワードを第三者に開示、漏洩、貸与し、又は第三者と共有することはできません。
2. 契約者は、契約者のアカウント ID 及びパスワードにより本サービスが利用されたこと(機器又はネットワークの接続・設定により、契約者自身に関与しなくともアカウント ID 及びパスワードの自動認証がなされ、第三者による利用が可能となっている場合を含みます)によって契約者が被る損害については、契約者の故意過失の有無にかかわらず当社は責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は過失により、アカウント ID 及びパスワードが第三者に利用された場合は、この限りではありません。

第 20 条 (自己責任の原則)

1. 契約者は、契約者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為（前条により、契約者による利用又は行為とみなされる第三者の利用や行為を含みます。以下、同様とします）とその結果について責任を負います。
2. 契約者は、〔1〕本サービスの利用に伴い第三者に対して損害を与えた場合、又は〔2〕第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合又は第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 当社は、契約者の責に帰すべき事由により損害を被ったときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。
4. 契約者は、本サービスを経由して、当社以外の第三者のコンピューターやネットワーク（以下「第三者ネットワーク」といいます）を利用する場合において、その管理者から第三者ネットワークの利用に係わる注意事項が表示されている場合は、これを遵守し、その指示に従うとともに、第三者ネットワークを利用して第21条(禁止事項)各号に該当する行為を行わないものとします。
5. 当社は、本サービス経由による第三者ネットワークの利用に関し、一切の責任を負いません。
6. 契約者が本サービスを用いてサーバ等の設置を行う場合は、当該サーバ等に起因するトラブル及び当該サーバ等に対するトラブルの責任は契約者が負うものとします。なお、当該サーバ等に起因して当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。

第21条(禁止事項)

契約者は、本サービスを利用して、次の行為及びそのおそれのある行為を行わないものとします。

- (1) 当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用
- (2) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
- (3) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
- (4) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (5) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- (6) わいせつ(性的好奇心を喚起する画像又は文書を指しますが、これに限られません)、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信もしくは表示する行為、又はこれらを収録した媒体を配布、販売する行為、又はその送信、表示、配布、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (7) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為

- (9) 本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (10) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為
- (12) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
- (13) 無差別又は大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
- (14) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為、第三者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為
- (15) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (16) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
- (17) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務付けられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為
- (18) 上記各号の他法令もしくは公序良俗に違反(売春、暴力、残虐、麻薬取扱等)し、又は他者に不利益を与える行為
- (19) 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を第三者が行っている場合を含みます)が見られるデータ等へ、当該行為を助長する目的でリンクを張る行為
- (20) その他、社会的状況を勘案の上、当社が不相当と認める行為

第 22 条 (カスタマーハラスメントの禁止)

1. 契約者は、当社への要望を実現するための手段として、以下の各号に例示される社会通念上相当な範囲を超える行為(いわゆるカスタマーハラスメント)を行ってはならないものとします。
 - (1) 身体的な攻撃(暴行、傷害)
 - (2) 精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、人格を否定する発言)
 - (3) 威圧的な言動(威嚇行為)
 - (4) 土下座の要求など合理的理由のない謝罪要求
 - (5) 継続的な言動又は執拗な言動(繰り返し又は執拗な電話連絡を含む)
 - (6) 拘束的な言動(不退去、居座り、監禁、同様の要求やクレームを繰り返すことによる長時間の拘束行為)
 - (7) 差別的な言動
 - (8) 性的な言動、要求
 - (9) 従業員個人に対する攻撃、要求(処罰の要求、プライベートの情報を探る行為を含む)

- (10) 過剰なサービスの提供の要求(保証の範囲を超えた無償修理の要求や、合理的理由のない金銭補償の要求を含む)
 - (11) SNSやインターネットでの誹謗中傷
 - (12) 無許可での当社グループ関連施設内への立ち入り、録音、撮影
2. 契約者が、前項の規定に違反したときは、当社は、商品の交換、修理、サポート及び保守等の対応の一時停止又は中止をすることができます。当社が、本項の規定に基づいて、契約者への対応を一時停止又は中止したときは、当社は契約者に対して、債務不履行責任を負いません。
 3. 当社は、カスタマーハラスメントについて、警察及び弁護士などの外部機関と連携して厳正に対処します。

第6章 当社の義務等

第23条 (当社の維持責任)

当社は、当社の本サービス用設備等を本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

第24条 (本サービス用設備等の障害等)

1. 当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知します。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備等に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備等を修理し又は復旧させます。
3. 当社は、当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示します。
4. 当社は、本サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部(修理又は復旧を含みます。)を第三者に委託することができます。

第25条 (秘密保持)

1. 当社は、電気通信事業法に従い、契約者の通信の秘密を保護します。
2. 当社は、利用契約の遂行により知り得た契約者に関する情報(以下「秘密情報」といいます。)を、契約者の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩しないものとします。
3. 当社は、秘密情報の漏洩、滅失、き損又は盗用を防止するための合理的な安全管理措置を講じます。
4. 前各項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる場合、秘密情報を必要な範囲内で開示することができます。
 - (1) 自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して開示する場合

- (2) 法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、金融商品取引所の規則その他これらに準ずる定めに基づき開示を求められた場合
 - (3) 当社が NTT などの電気通信事業者、請求会社、自動振替口座の金融機関及び収納代行に対して、利用契約を遂行するために必要な範囲で開示する場合
 - (4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づく発信者情報の開示要件を満たす開示請求があった場合、同法に定める手続きに従い、発信者情報を開示請求者に対して開示する場合
5. 前各項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報については、秘密情報としな
いものとします。ただし、個人情報については個人情報保護法等の関連する法令を遵守
して取り扱います。
- (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (5) 契約者から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
6. 本条の規定は、利用契約終了後も引き続き効力を有します。

第 7 章 利用の制限、中止及び停止

第 26 条 (利用の制限)

1. 当社は、電気通信事業法第 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
2. 当社は、利用者が平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている場合、又は当社所定の通信手順を用いて行われた通信について、利用者の通信を制御又は帯域を制限することがあります。

第 27 条 (サービスの提供の中止)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社の別途定める保守指定時間の場合
 - (2) 当社の本サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
 - (3) 本サービスに関連する電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合
 - (4) 第 26 条(利用の制限)の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合
 - (5) 契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、又は契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合
 - (6) 契約者の設置したサーバ等から、大量無差別メールの発信、他の端末への攻撃、他の

端末への攻撃の踏み台として利用された等の行為を当社が検知した場合

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等又は契約者の設置したサーバ等に対して通常想定する範囲を超える通信量が発生する等、当社の本サービス用設備に支障を生じた場合には、一時的に当該データ、サーバ等に対するアクセスを制限する場合があります。

第 28 条 (データ等の削除)

1. 当社は、本サービスの運営及び保守管理上の必要から、やむを得ない場合は、契約者に事前に通知することなく、契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等を削除することがあります。
2. 当社は、前項に基づくデータ等の削除に関し、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 29 条 (反社会的勢力の排除)

1. 契約者及び当社は、次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守することを確約します。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、これらの者を総称して「反社会的勢力」という。)に該当せず、かつ反社会的勢力に協力・関与していないこと
 - (2) 自らの役員、実質的に経営を支配する者、親会社、子会社又は関連会社が前号に該当しないこと
 - (3) 自らが、又は第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いた不当な要求行為、業務の妨害及び信用の毀損をする行為、その他これらに準ずる行為等を行わないこと
2. 前項の規定違反により利用契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとします。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行うことができません。

第 30 条 (利用契約の解除)

1. 契約者又は当社は、その相手方が次の各号のいずれかに該当したときは当該相手方へ何らの催告も要せず直ちに利用契約の全部もしくは一部を解除することができます。本条に基づく利用契約の解除の効果は解除日より将来に向かって効力を有し、過去に遡及しません。

- (1) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
 - (2) 手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、銀行取引停止処分を受けたとき又は支払停止もしくは支払不能の状態におちいったとき
 - (3) 第三者より差押え、競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。
 - (5) 解散(合併による場合を除く)の決議をしたとき
 - (6) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、利用契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
 - (7) 違法に、又は公序良俗に反する態様にて当該サービスを利用したとき
 - (8) 本サービスを直接又は間接に利用する第三者又は当社に対し、支障を与える態様にて本サービスを利用したとき
 - (9) 当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用したとき
 - (10) 第 21 条(禁止事項)に違反したとき
 - (11) 第 22 条(カスタマーハラスメントの禁止)に違反したとき
 - (12) 前条(反社会的勢力の排除)に違反したとき
 - (13) その他前各号に準ずるような利用契約を継続し難い重大な事由が発生したとき
2. 契約者又は当社は、相手方が利用契約に違反し、相当の期間を定めてなした催告後もこれが是正されない場合は、利用契約の全部又は一部を解除することができます。
 3. 契約者又は当社が前二項のいずれかに該当したときは、期限の利益を喪失し、相手方に対して直ちに一切の債務を履行しなければなりません。
 4. 利用契約の解除は、解除事由に該当した当事者への損害賠償請求を妨げません。
 5. 契約者が本条第 1 項のいずれかに該当したときは、当社は、本サービスを一時停止又は中止することができます。

第 8 章 損害賠償等

第 31 条 (損害賠償の制限)

1. 当社の責めに帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態(以下「利用不能」といいます)に陥った場合で、かつ契約者が利用料金の発生する本サービスを申し込んでいる場合、当社は、本約款で特に定める場合を除き、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して 48 時間以上その状態が継続した場合に限り、1 料金月の利用料金の 30 分の 1 に利用不能の日数(24 時間を 1 日とします。24 時間に満たないものは切り捨てとします)を乗じた額(1 円未満切り捨て)を限度として、契約者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。

2. 当社は、本約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、契約者が当社に支払う 1 ヶ月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとしします。
3. 当社は、いかなる場合においても、〔1〕天災地変等当社の責めに帰さない事由により生じた損害、〔2〕当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、〔3〕逸失利益を含む間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとしします。
4. 当社は、以下の各号のいずれか一つ以上を前項の賠償請求に代わる契約者への補償とすることができます。
 - (1) 後に請求する本サービスの利用料から賠償額に相当する金額を減額すること
 - (2) 賠償額に相当する本サービスの使用権を付与すること
5. 本サービス用設備等にかかる他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が本サービスを利用不能となった場合、利用不能となった契約者に対する損害賠償額は、当社がかかる電気通信役務に関し他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとしします。
6. 前項において、賠償の対象となる契約者が複数存在する場合、契約者への賠償金額の合計が当社の受領する損害賠償額を超えるとときの各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を本条第 1 項により算出された各契約者に対し返還すべき額で按分した額としします。

第 32 条 (免責)

1. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないものとしします。
2. 当社は、本サービスの通信速度などの品質について、良好な状態で提供しよう経済的に合理的な範囲で努めるものとししますが、常に一定の品質が得られることまでを保証するものではありません。
3. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負いません。

第 33 条 (不可抗力)

天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、その他不可抗力による利用契約の全部又は一部(金銭債務を除く)の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わないものとしします。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生をすみやかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとしします。

第 34 条 (Tialink IPoE プラン特約)

1. 本条項は、Tialink IPoE プラン(以下「IPoE プラン」といいます)を申込みの契約者に対

してのみ適用されます。

2. 「IPoE プラン」は、「Tialink IPoE プラン 重要事項説明」に定める当社が指定する構成(以下「指定構成」といいます)を前提としたサービスです。契約者は、「IPoE プラン」を申込後に指定構成を変更した場合、当社が「IPoE プラン」の継続的な提供ができないことをあらかじめ承諾し、指定構成以外の構成により生じた不具合やトラブルについて、当社に対し一切の異議を申し立てることはできません。
3. 「IPoE プラン」は、その利用にあたり、NTT(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を指します)が提供するアクセス回線の付加サービスである「フレッツ・v6 オプション」の申込みが必要となります。契約者は、当該申込みにあたり、以下の各号に定める事項を遵守し、あらかじめ同意します。
 - (1) 「フレッツ・v6 オプション」に関連する NTT の各種規約を遵守すること
 - ・ NTT 東日本(URL : <https://www.ntt-east.co.jp/tariff/>)
 - ・ NTT 西日本(URL : <https://www.ntt-west.co.jp/tariff/>)
 - (2) 「IPoE プラン」の OEM 元である株式会社朝日ネットが、契約者から NTT に対する「フレッツ・v6 オプション」の申込に係る事実行為を代行すること。契約者は、この代行申込について、異議がある場合は、事前に当社に通知するものとします。
 - (3) 別紙 2 「「IPoE プラン」利用時の個人情報の取り扱いについて」に同意すること
4. 「IPoE プラン」と「Tialink 通常プラン」の両プランを申込みした場合、「IPoE プラン」と「Tialink 通常プラン」とで課金開始日が異なる場合があります。
5. 第 9 条(契約者からの解約、最低利用期間及び解約違約金)第 1 項及び第 2 項は、「IPoE プラン」に適用されません。
6. 第 9 条(契約者からの解約、最低利用期間及び解約違約金)第 3 項の定めにかかわらず、本サービスの利用契約の解約日は、原則として、当社が契約者より解約届を受領した日の属する月の翌月 20 日とします。ただし、当社が事前に通知した場合は、当社が指定する日を解約日とします。

第 9 章 管轄合意等

第 35 条 (合意管轄)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 36 条 (準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されます。

第 37 条 (協議)

本約款に記載のない事項及び記載された事項について疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議することとします。

以上

2015年7月7日制定

2015年10月20日改訂

2016年3月3日改訂

2016年8月10日改訂

2020年9月17日改訂

2021年11月8日改訂

2022年5月2日改訂

2022年9月16日改訂

2023年12月20日改訂

2025年5月11日改訂

スターティア株式会社

電気通信事業者届出番号：A-29-16266

別紙1 利用料金

1. 基本料金(税別)

- Tialink 通常プラン 月額費用 780 円
- Tialink IPoE プラン 初期費用 3,000 円、月額費用 4,000 円

2. オプション料金(税別)

| | 利用料金(税別) |
|------------------------|-----------|
| Mail 利用 | 300 円/月 |
| Web スペース利用 | 300 円/月 |
| スターティア遠隔サポート | 500 円/月 |
| スターティアインターネットセキュリティ | 500 円/月 |
| スターティアソフト使い放題 Business | 1,000 円/月 |

別紙2 「IPoE プラン」利用時の個人情報の取り扱いについて

当社の「IPoE プラン」を利用される契約者は、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。)又は西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といい、NTT 東日本と併せて以下「NTT 東西」といいます。)と株式会社朝日ネット(以下「朝日ネット」といいます。)とが、さらに朝日ネットと当社とが、それぞれ以下のとおり契約情報又は申込情報を授受することに同意します。

1. 「IPoE プラン」の開通時

「IPoE プラン」の開通にあたり、NTT 東西、朝日ネット及び当社の間で授受される情報は、以下の通りです。

- (1) お客さま ID(回線 ID のこと。CAF もしくは COP で始まる CAF+半角数字 10 桁、又は COP+半角数字 8 桁)
- (2) 契約者氏名(漢字及びカナ)、申込者氏名(漢字及びカナ)
- (3) 申込者の連絡先電話番号、契約者の連絡先電話番号、設置場所電話番号
- (4) 契約者の連絡先 E-mail アドレス、申込者の連絡先 E-mail アドレス
- (5) フレッツ光ネクスト又はフレッツ光ライトに係る回線契約情報との照会結果及び不一致項目
- (6) 「IPoE プラン」の提供に必要なフレッツ各種商品のご契約有無(フレッツ光ネクスト又はフレッツ光ライトに係る回線、ひかり電話又はホームゲートウェイ)
- (7) 提供条件に照らして不足しているフレッツ各種商品の申込及び工事情報(フレッツ光回線及び開通ステータス、宅内工事予定日)

2. 「IPoE プラン」に係るフレッツ光回線の移転・廃止時

「IPoE プラン」に係るフレッツ回線の異動(移転、廃止、契約解除、品目変更、サービスメニュー変更、譲渡、承継等)があった場合、NTT 東西、朝日ネット及び当社の間で授受される情報は、以下の通りです。

- (1) フレッツ光回線の解約等をした年月日及び異動種別
- (2) お客さま ID(回線 ID のこと。CAF もしくは COP で始まる CAF+半角数字 10 桁、又は COP+半角数字 8 桁)

3. 「IPoE プラン」のお問合せ時

「IPoE プラン」に係るフレッツ光回線のサービス提供状況について、当社から朝日ネットを通じて NTT 東西に問合せを行った場合、NTT 東西、朝日ネット及び当社の間

で授受される情報は、以下の通りです。

- (1) 「IPoE プラン」 ご利用のフレッツ光回線及びホームゲートウェイの動作状況

以上